

意見書案第18号

原子力発電所の再稼動を認めないことを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年6月19日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹間 幸一
	〃	市古 映美
	〃	石川 建二
	〃	宮原 春夫
	〃	石田 和子
	〃	斉藤 隆司
	〃	佐野 仁昭
	〃	井口 真美
	〃	勝又 光江
	〃	大庭 裕子
	〃	猪股 美恵

原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書

今般、野田佳彦首相は、記者会見で関西電力株式会社の原子力発電所である大飯発電所を再稼働すべきと判断すると表明した。

しかし、その内容は、次のとおり国民の命と安全を危険にさらすものと言わざるを得ず、到底納得を得られるものではない。

第1に、福島原子力発電所の事故の原因究明がなされておらず、安全対策が不十分である。免震重要棟とフィルター付きベント設備は、3年後にならないと設置されず、また、原子力発電所をどのような地震・津波が襲う危険があるのかも明らかにされていない。

第2に、計画停電で国民生活が混乱すると言いながら、その原因となる電力不足について具体的根拠を示していない。夏場の電力需給について、需要のピーク時はどれくらいの時間帯・日数にわたるのか、原子力発電所を稼働しない場合に他の発電方法の活用や電力融通、節電などによって、どれだけ需要を減らし、供給を増やせるのかといったことが明らかにされていない。

第3に、原子力発電を「重要な電源」と位置付けて再稼働の判断をしたとのことであるが、この考えは、今後の原子力発電所の継続的な運転に道を開くものである。

よって、国におかれては、大飯発電所の再稼働の方針を撤回するとともに、今後のエネルギー政策において、原子力発電所の再稼働や継続的な運転を前提とするのではなく、原子力発電からの脱却を決断し、代替エネルギーの利用を進められるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

経済産業大臣